

☆第2回総合計画審議会での意見に関する資料

別添資料

◆5/31 審議会での石澤委員の発言要旨

「別冊資料63ページの施策311-02「治山治水対策の推進」のところで、主な取組の①に「地すべりや土石流、急傾斜地などの危険箇所の土砂災害対策を促進します」で止まっていますが、初めから危険だと分かっているところに居住制限をかけることを、検討していただきたいと思います。後々の治水対策に投じる予算を考えると、居住制限をかけたほうがリーズナブルではないかと思います。」

「主な取組①の事例として言いましたが、全体のどこかにいれていただければ良いと思います。河川課と森林整備課だけではなく、都市計画にも関わってくるかと思っています。」

◆長野市の現状

◎ 「初めから危険だと分かっているところ」は、「土砂災害防止法」により「土砂災害警戒区域」と「土砂災害特別警戒区域」を県で指定していて、様々な規制がある。

1 特定の開発行為に対する許可

住宅宅地分譲などのための開発行為は県知事の許可が必要

2 建築物の構造規制

土石流などに耐えられる構造にする(窓を作らない、壁などの材料を強度のあるものを使うなど)市で基準を作っている。

3 建築物の移転等の勧告及び支援措置

① 住宅金融支援機構の融資

② 住宅・建築物安全ストック形成事業による補助

③ 地域住宅交付金事業による補助

4 宅地建物取引における措置

取引業者は、宅地・建物売買等にあたり、重要事項を説明をしなければならぬ。(つまり、危険ということを認知させたうえで売買する)

この内容は、区域指定を受けたときに、市の河川課が地区で説明会を開いて説明している。長野市では、23年4月現在、17地区を指定。

(第一・第二・古里・浅川・若槻・安茂里・小田切・芋井・篠ノ井・松代・若穂・七二会・信更・豊野・戸隠・大岡・信州新町)

◎ 河川付近について

千曲川・犀川など河川流域は、河川法で河川区域と河川保全区域が定められている。

河川区域・・・民地であっても、許可なく小屋を建てたりできない。
河川保全区域・・・堤防外側の境界杭から18mは建築物の建設などは許可が必要。

◆法関係

◎ 「居住制限」をする場合の法律について

建築基準法第39条により、市で条例を定めて区域を指定する。

・長崎市災害危険区域の指定等に関する条例(S47.10月)

(1) 県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域(土砂災害防止法の警戒区域のぞく)

(2) 市長が指定する地域

※長崎は完全に制限するのではなく、「安全な構造でなければ建築してはならない」としている。

・仙台市、秋田市

住居の用に供する建築物を建築してはならない。

・長野県建築基準条例

第2章 災害危険区域

第2条 区域の指定

第4条 災害危険区域内における建築の禁止

◎ 「主権の制限」

憲法第二十九条 財産権